

## ロシアによるウクライナ侵略を強く非難する決議（案）

2月24日、ロシア軍はウクライナへの武力攻撃を開始した。今回の軍事侵攻では、軍事関連施設のみならず、民間施設や空港等のインフラ施設も甚大な被害を受け、民間人を含む犠牲者が増え続けているほか、国外への避難を余儀なくされる人々が後を絶たず、第二次大戦以降の欧州で最大の難民危機が発生していると言われている。

このような侵略行為は、ウクライナの主権と領土の一体性を侵害するものであり、武力の行使を禁ずる国際法の深刻な違反で、明らかに国連憲章に反するものである。欧州にとどまらず、アジアを含め国際秩序の根幹を揺るがす暴挙であり、断じて認められない。

加えて、プーチン・ロシア大統領は、「ロシアは世界で最も強力な核大国の一つ」などと述べ、核戦力部隊の戦闘態勢を指示するなど、核兵器による威嚇を強めるとともに、今月4日には、稼働中の原子力発電所を攻撃、占拠するという前代未聞の暴挙に出るなど、人類はかつてない危機にさらされている。本県には全国最多の15基の原子力発電所が立地しており、立地地域の住民は、今回のロシアによる武力攻撃に対して大きな不安を抱いている。

本県議会は、今回のロシアによるウクライナ侵略を強く非難し、即時攻撃停止と部隊の撤収、加えて侵略開始前の原状に復することを強く求めるとともに、我が国を含めた国際社会による協調した経済制裁や人道支援を強く求める。

また、国においては、我が国のエネルギーや食糧の確保、サプライチェーン等において、国民生活や産業への影響を注視して必要な対策を躊躇なく講じるとともに、原子力発電所へのテロ対策として、武力攻撃に対する発電所の防御や原子力安全対策、地域住民の安全確保について十分検討し、具体的対応策を示すことを強く求める。

以上、決議する。

令和4年3月11日

福 井 県 議 会